

# 令和3年度市・県民税、所得税など

## 早めに税の申告を

1月28日から、きららホールなどで市・県民税申告の出張受け付けを行います。また、2月16日～3月15日、産業振興センターで令和2年分所得税および復興特別所得税などの確定申告相談を受け付けます。今年から産業振興センターでの市・県民税の申告の受け付けは行いません。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送やe-Taxでの申告に協力をお願いします。

### 市・県民税

#### 1月28日から出張受け付け

表1 市・県民税の申告の出張受け付け

会場	開設日時	時間
きららホール	1月28日(木)	午前9時半～午後4時 (正午～午後1時は昼休み)
神津交流センター	1月29日(金)	午前9時半～午後1時
南センター	2月2日(火)	
野間笠松センター	2月3日(水)	

表2 所得税および復興特別所得税、消費税(個人事業者)、贈与税の相談・受け付け

会場	開設日時	時間
産業振興センター(6階) ※作成済みの申告書の提出は、4階で受け付け	2月16日～3月15日(土・日曜、祝日除く。ただし2月21・28日の日曜は開設)	午前9時～午後4時(申告相談の受け付けは早めに終了する場合があります)

令和3年度市・県民税の申告の受け付けを、▽市役所2階の市民税課窓口▽出張申告会場(表1)▽郵送—で受け付けます。

出張受け付けは1月28日から行います。会場によって開設日時が異なるため注意してください。

今年から産業振興センターでの市・県民税の申告の受け付けは行わないため、注意してください。

◎市・県民税の申告が必要な人  
1月1日現在、市内に在住し▽前年中に所得があった▽勤務先から給与支払報告書の提出がない▽給与所得以外に年金、恩給がある▽年金、恩給を受け、社会保険料や生命保険料などの控除を受ける※市内に事業所または家屋敷があり、市外に住所がある—人など。

所得税の確定申告をする人は市・県民税の申告をする必要がありません(※に該当するか確認してください)。

定申告とは異なる課税方式を選択する場合は除く。

◎申告に必要なもの  
個人番号カードか通知カード(氏名・住所などが住民票記載事項と一致しているもののみ)と本人確認書類、所得の証明となるもの(令和2年中の源泉徴収票や給与支給明細書など)と、▽社会保険料控除(国民健康保険・国民年金・介護保険の支払った額など)▽生命保険料控除▽医療費控除▽地震保険料控除▽平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険料控除▽寄附金税額控除—などがあ

る場合は、その領収書が証明書。

◎郵送での提出に協力を  
新型コロナウイルス感染症対策として窓口の混雑緩和を図るため、郵送での提出に協力をお願いします。

申告書に必要な事項を記入し、個人番号カードの写しか通知カードと本人確認書類の写し、必要書類を添えて3月15日までに郵送(必着)で〒664-8503伊丹市役所市民税課へ。

窓口・出張申告会場で申告を行う場合は、申告を円滑に進めるために▽申告書への氏名・住所などの記入▽収入や控除の証明書類の作成—を事前に行い、来場してください。

2. ◎市市民税課 ☎784・802

### 所得税など

#### 2月16日から受け付け

所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税個人事業者)・贈与税の申告の相談・受け付けを表2の通り実施します。

期間中、伊丹税務署では納税証明書の発行、用紙の交付を行います。郵送で用紙の交付を希望する人は、確定申告コールセンター(同署へ電話し、音声案内で「0」を選択)へ問い合わせを。

所得税および復興特別所得税

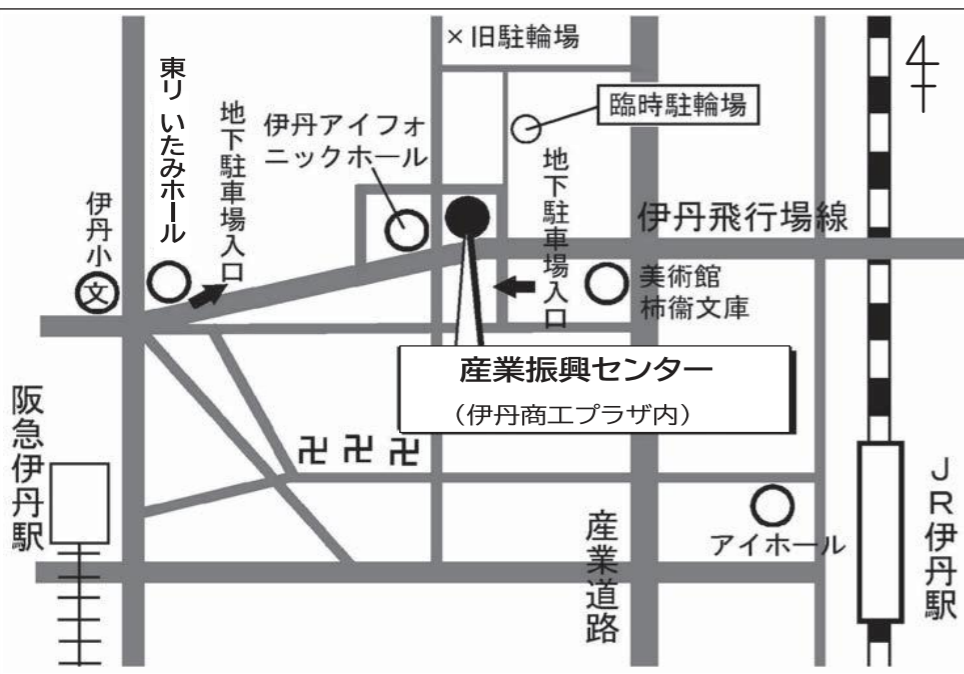
◆対象者  
給与所得者▽令和2年中の収入が2千万円を超える▽給与所得以外の所得金額が20万円を超える▽事業所得や不動産所得がある▽土地や建物を売った—人など。

◆公的年金などを受給している人  
令和2年中の公的年金などの

収入金額の合計額が40万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。

なお、所得税の還付を受ける場合、株式会社などの損失を翌年に繰り越す場合は、確定申告をしてください。

◆確定申告が不要でも市・県民税の申告が必要な場合あり  
確定申告をしていない場合は、市役所に届いている年金資料などで課税が決定されます。社会保険料や医療費など控除に加えるものがあれば、確定申告がなくても市・県民税の申告をすることで、市・県民税が減額になることがあります。詳しくは市市民税課 ☎784・8022へ。



◆国税手続きの簡素化について  
平成31年4月以後の申告書提出時の源泉徴収票の添付が不要になりました。源泉徴収票などの内容については、住民税に関する事項を含め、申告書第二表などに確実に記載してください。

◆産業振興センターで確定申告書を作成する人は源泉徴収票などが必要のため、忘れず持参してください。

【医療費控除の提出書類の簡略化について】令和2年分以降は、医療費の領収書の添付または提示によらず、医療費控除の明細書の添付が必要です。

【青色申告特別控除の適用に

ついて】令和2年分以降、65万円の青色申告特別控除の適用はe-Taxから電子帳簿保存が必要になります。

【申告納付期限と振替納税の利用】確定申告など所得税の申告納付期限は3月15日です。納付には便利な口座振替を利用してください。

1. ◎伊丹税務署 ☎779・612

申告書作成会場への入場には入場整理券が必要です。また、会場内に筆記用具などは用意していないため、ボールペンや計算器具を持参してください。

◆対象者  
▽令和2年中に個人から110万円を超える財産の贈与を受けた▽2年中に個人から財産を受け、相続時精算課税を適用する—人。

◆申告と納税  
令和2年分の贈与税の申告と納税は、2月1日～3月15日です。

◆消費税率および地方消費税(個人事業者)  
▽平成30年の課税売上高(売り上げや収入)が1千万円を超える▽30年の課税売上高が1千万円以下で令和2年分の「消費税率事業者選択届出書」を提出している—事業者。

◆消費税率確定申告書の作成には  
▽「区分経理」をした帳簿の保存(仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目がある場合、仕入れや税率ごとに区分して帳簿に記載する必要があることから、仕入れ税額控除の適用を受けるためには、「区分経理」をした帳簿の保存を▽「課税取引金額計算表」の作成▽決算書類(青色申告決算書など)に記載の決算額は税率ごとの区分がないため、決算書類からは消費税率の申告書の作成ができません。「課税取引金額計算表(事業所得用)」などの様式を用いて整理を。

◆申告・納付期限と振替納税の利用  
消費税および地方消費税の申告と納付期限は3月31日です。納付には便利な口座振替を利用してください。

◆消費税率確定申告書の作成には  
▽「区分経理」をした帳簿の保存(仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目がある場合、仕入れや税率ごとに区分して帳簿に記載する必要があることから、仕入れ税額控除の適用を受けるためには、「区分経理」をした帳簿の保存を▽「課税取引金額計算表」の作成▽決算書類(青色申告決算書など)に記載の決算額は税率ごとの区分がないため、決算書類からは消費税率の申告書の作成ができません。「課税取引金額計算表(事業所得用)」などの様式を用いて整理を。

2. ◎伊丹税務課 ☎784・802

◆おむつ費用の医療費控除  
確定申告でおむつ費用の医療費控除を受ける場合、寝たきりの状態で治療上おむつの使用が必要な人については、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

◆介護保険の要介護認定を受けている人で同控除を申告する場合、2年目以降の確定申告では、要介護認定時の主治医意見書の記載により▽寝たきり状態にある▽尿失禁発生の可能性がある—ことが確認できた場合に限り「おむつ代」の医療費控除に係る確認証明書」を発行します。市役所1階の介護保険課で申請を。

◎伊丹市介護保険課 ☎784・8037。

◆市市民税課 ☎784・802

◆おむつ費用の医療費控除  
確定申告でおむつ費用の医療費控除を受ける場合、寝たきりの状態で治療上おむつの使用が必要な人については、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

◆介護保険の要介護認定を受けている人で同控除を申告する場合、2年目以降の確定申告では、要介護認定時の主治医意見書の記載により▽寝たきり状態にある▽尿失禁発生の可能性がある—ことが確認できた場合に限り「おむつ代」の医療費控除に係る確認証明書」を発行します。市役所1階の介護保険課で申請を。

◎伊丹市介護保険課 ☎784・8037。

◆市市民税課 ☎784・802

◆おむつ費用の医療費控除  
確定申告でおむつ費用の医療費控除を受ける場合、寝たきりの状態で治療上おむつの使用が必要な人については、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

◆介護保険の要介護認定を受けている人で同控除を申告する場合、2年目以降の確定申告では、要介護認定時の主治医意見書の記載により▽寝たきり状態にある▽尿失禁発生の可能性がある—ことが確認できた場合に限り「おむつ代」の医療費控除に係る確認証明書」を発行します。市役所1階の介護保険課で申請を。

◎伊丹市介護保険課 ☎784・8037。

\*\*\*\*\*

◆高齢者の障害者控除  
該当者は認定申請を  
65歳以上で介護認定(要支援1・2、要介護1・5)を受けている人(昨年12月31日現在)は、障害者手帳の交付を受けていなくても申請により「障害者控除対象者認定書」の交付で、障害者控除が受けられます。

対象の高齢者が税制上の控除対象配偶者や扶養親族に該当する場合でも対象となります。

認定書の必要人は対象高齢者の介護保険証、窓口に来る人の印鑑と公的身分証明書を持って直接、市役所1階の地域・高年福祉課で申請してください。

ただし、介護保険の認定申請に際し、介護予防・生活支援サービスの「事業者対象者」と判定された人は、障害者控除対象者認定は受けられません。

◎伊丹市地域・高年福祉課 ☎784・8099。

◆就学援助などの申請  
所得がない人も申告を  
小・中学校就学援助や特別支援教育就学奨励費の申請・認定には、同一世帯内(乳幼児・小・中学生除く)で所得がない人も収入の申告をする必要があるため、忘れずに申告してください。

◎伊丹市教務課 ☎784・8086。

◆市税条例を改正  
(公財)兵庫県健康財団が医療従事者を支援するために設置した「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」に対する寄附金が個人市民税の寄附金税額控除の対象になりました。

令和2年4月27日以降に同基金に対して支出した寄附金について適用されます。

◎伊丹市市民税課 ☎784・8022。

◆県民緑税の実施期間を延長  
県は、緑の保全・再生を社会全体で支えるため、平成18年度から県民緑税(県民税均等割の超過課税)を導入し、森林の防災面での機能強化や都市環境の改善、防災性の向上などを目的に都市の緑化を進めています。

近年の災害リスクの高さや、まちの中心部での緑地の不足などの状況を踏まえ、今後も災害に強い森づくりとまちなみ緑化を計画的に進めるため、課税期間を令和7年度まで延長します。

税率は▽個人11800円▽法人11均等割額の10%相当額(年額2千～8万円)。

◎伊丹市市民税課 ☎784・362・3086。